

## ため池監視システム設置者の公募条件

- 1 公募を行う「ため池監視システム設置者」（以下「設置者」という。）が設置予定の機器については、別紙「兵庫県ため池監視システム設置工事機器仕様書（案）」に規定する同等以上のものとする。
- 2 ため池監視システムの設置期間は、本年度から令和 8 年度までの 4 年間で予定している。なお、令和 6 年度以降は予算の都合により、継続設置を取りやめる場合がある。
- 3 ため池監視システムの設置は、兵庫県がシステム展示場の運営業務を委託する者（以下「受託者」という。）と契約して行うものとする。
- 4 上記 3 の契約において、設置者が行うため池監視システムの設置から撤去までの運用業務に要する費用は、各年度同額に設定するものとする。兵庫県はこの費用に対し、年度毎に予算の範囲内において 500,000 円を上限として助成するものとし、支払いは受託者から行うものとする。
- 5 兵庫県は応募者の中から、予算の範囲内において、上記 4 の運用業務費用及び機器性能等から設置者を選定し、選定結果を通知する。
- 6 設置者は、受託者と契約した日から 120 日以内に機器を設置し、稼働させるものとする。
- 7 展示場運営期間中のシステム障害、故障対応など高度な保守作業は、設置者が負担するものとする。
- 8 上記 7 以外の通常維持管理作業（除草、機器外面の清掃等の簡易なもの）は、兵庫県が行う。
- 9 各設置者が設置したため池監視システムの説明看板は兵庫県が設置するものとし、設置者はこの看板のデザインを作成の上、兵庫県へ提供する。
- 10 設置者は各々のため池監視システムの概要、操作方法などの説明動画を作成し、兵庫県へ提供する。兵庫県はこの動画を県のホームページに掲載し公表する。
- 11 展示場整備後、兵庫県が開催する市町職員、ため池管理者等を対象とした講習会（年 1 回程度）に協力するものとする。（各システムの概要説明等を想定）

### （公募期間）

公募開始日から令和 5 年 7 月 4 日（火）までとする。

### （応募方法）

次の必要事項を記載の上、任意様式により電子メールにて提出する。

- （1）条件 4 の年間運用業務費用及び内訳
- （2）システム形式（圧力式、衛星測位方式等）の別
- （3）外部電源の要否
- （4）システム性能の詳細資料
- （5）希望設置場所（西島の上池、寄合池）

(問合せ・提出先)

兵庫県農林水産部農地整備課農地防災班 徳村・北川

電話番号：078-362-3432

アドレス：Shuuichi\_Tokumura@pref.hyogo.lg.jp

Noritoshi\_Kitagawa@pref.hyogo.lg.jp

※公募に関する問合せは電子メールでのみ受付けます。

メールは上記担当者2名宛へ送信ください。